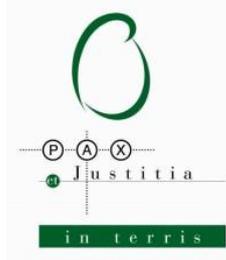


CATHOLIC DIOCESE OF NAGOYA  
2-6-35 AOI HIGASHI-KU  
NAGOYA, 461-0004 JAPAN  
TEL :81-52-935-2223  
FAX :81-52-935-2254  
EMAIL:curia@nagoya.catholic.jp



カトリック名古屋教区  
461-0004 名古屋市東区葵 2-6-35  
電話 : 052-935-2223  
ファックス : 052-935-2254  
Eメール: curia@nagoya.catholic.jp

2021年1月14日

教区の皆さま

## 緊急事態宣言を受けての対策 (13)

教区司教 松浦悟郎

＋主の平和

昨年はコロナ禍で大変な一年を過ごしましたが、新しい年も昨年に増して感染拡大の勢いが止まりません。去る1月7日に政府は首都圏の1都3県に対して緊急事態宣言を発出し、本日、さらに愛知県と岐阜県を含む7府県に緊急事態宣言が出されました。期間は、1月14日から2月7日までの間で、その間さまざまな自粛要請が出されています。

今回の宣言に対して名古屋教区としてはこの期間、昨年のように一律にミサを中止することはしませんが、これまでの対策を徹底することを前提に、以下のことを（特に下線の部分）重点的に実行するようにお願いします。それが難しいと判断される場合は、ミサを中止してください。

### 記

#### 1. 換気の徹底

聖堂では、間隔を空けて座るようにし（1メートルが目安）、人数制限をする。窓やドアを前後、はすかいに開けるなど、効果的に換気する。

#### 2. 聖歌と司祭と信徒の応唱について

\* 聖歌は全員で歌わない。独唱とするかオルガン奏楽のみとする。典礼を豊かにするためにオルガンをできるだけ活用する。

\* 唱える部分についても全員で唱えず、先唱者のみとする。司祭と先唱者だけの応唱とする。答唱詩編などは、先唱者と朗読者が交互に唱えることができる。

#### 3. 小教区によって、近隣の感染状況や聖堂環境を徹底できないなどの理由からミサが難しいと判断される場合は、司祭と小教区評議会（あるいは役員）が相談の上、中止することができる。

[お知らせ]

司祭、助祭の皆さん、1月21日の月集は中止にします。2月7日の教区宣教司牧評議会については後日、評議委員の皆さまに直接お知らせします。

教区ニュース1月号の年頭のあいさつ、「今は、待ち望む時、活かすべき時」で述べたように、今を単なる制限、我慢ではなく、積極的に生きる時として共に歩んでいきましょう。

以上